

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第七節 日鋼赤羽作業所の争議

Tokyo Ordnance Depot (東京兵器廠、略称TOD)は旧「帝国陸軍」の第一造兵廠、補給廠、被服廠の施設を引きついだもので、現在 Japan Procurement Agency (在日米軍調達部、略称JPA)の管理の下に車輛と兵器の修理を行い、「東洋一の兵器工場」といわれている。ここに働く日本製鋼所赤羽作業所の労働者約六〇〇〇名は、一九五三年六月一六日、七二時間ストに突入した。組合活動の自由と一律四〇〇〇円の賃金値上げ要求をかかげて最初のストライキを行ったのである。

なお、TODには日本製鋼所の労働者のほか、日本タイヤ労働者約三〇〇人、LSO労働者約四〇〇〇人が働いていた。また日本製鋼所労働者の職場は次の四地区八一職場に分れている。(全日本金属労働組合機関紙「金属労働者」一九五三年七月七日号による)

第一地区(約二五〇〇名)ー 営繕、熔接、トラック、軍用時計、事務、雑役

第二地区(約一五〇〇名)ー 重・中・軽各戦車、雑役

第三地区(約二五〇〇名)ー 各種大砲、小銃、ピストル、算定具、眼鏡類、銃、装甲車、マシン

第四地区ー 重・中・軽戦車、重牽引車、トラクター、装甲車、水陸両用車、マシン、研究所

米軍管理工場における人事条項

TODにおける労働者の状態に関して、「労働調査」(労働調査協議会・関西労働調査会議共同編集、一九五三年七月号)は次のようにのべている。

労働者たちは、自分の職場を「カンゴク部屋」とよんでいる。労働者一〇人に一人の割で、米兵と職制が監視の眼を光らせている。帽子につけられた大きな丸い番号入りバッジは何かにつけて米兵、職制のノートに書きとめられ、「ユー、サヨナラ」(首切り)の原因になるので、「ドレイ・バッジ」とよばれている。工場内での組合活動は集会や機関紙配布などすべて禁止され、組合専従者は自分の出身職場に入ることを禁じられている。工場外で配布された組合のビラも二枚以上もっておればクビキリの理由になる。昼飯のとき五、六人あつまっても、米軍や経営者は「見ようによっては不法集会だ」とうそぶくのだ。組合幹部、活動家はたえず首切りの脅威にさらされ、過去四年間に五〇数名の活動家が「軍令解雇」によって追放されてきた。

こうした典型的な植民地的圧制によって米軍と経営者は一二時間昼夜交替制、「突貫作業」と称する強制残業、徹夜などといった苛酷な労働をおしつけていたのである。

植民地的支配の体制は賃金の面でもロコツにあらわれており、職制には「二割職制」「一割職制」の名称でもわかるように特権的な高賃を与えている反面、一般労働者は熟練度を無視した職種別賃金のワクでしぼり税込八〇〇〇円から一万七、八〇〇〇円までの劣悪な賃金水準におしこめている。しかもこれを三〇数段階にわけ、その格付けや成績給の査定を一方的に職制が行うことによって、労働者にたいする支配を強化していたのである。

JPAの管轄下で兵器の生産修理を行っているいわゆる米軍直轄工場(東京兵器廠の外、三菱日本重工東京製作所、追浜兵器廠、横浜兵器廠、三菱下丸子等一二社一五工場)をはじめ、工場の所有権が日本側にあるいわゆる特需工場(PD工場ともいわれる)の労働者は、事実上労働三法の適用を拒否された状態の下で働いている。その法的基礎となっているのは、米軍と特需諸会社の間に結ばれた調弁契約書であって、それには「この契約に基き作業逐行及び役務逐行のために、業者に雇われた従業員すなわち給仕あるいは職員(労務者)、書記、役付、監督、支配人はもし契約官がかような人々の免職あるいは雇用拒絶を書類で通告すれば、いかなる職にあつても業者がこれらの人々を職務に留まらせたり雇ったりすることはできない」旨の一項がある。それはLSO労務者(日本政府を通じて米軍が雇用する労務者)に関する労務基本契約とほぼ同主旨のものである。この規定によって、労働組合運動は抑圧され、労働条件の低下を招き、「軍令解雇」の行われることも屢々である。

日鋼赤羽とJPAとの契約中の人事条項についてみれば次の通りである。(「赤羽日鋼」日本製鋼所赤羽労働組合機関紙、五三年九月五日号)

日本製鋼所赤羽作業所とJ・P・A(在日兵站部)との間に作業に関する契約が結ばれている、之は一年毎に更改されているが本年も七月一日から一年間の契約が締結されている、此の商業契約の中に要するに人事に関することをうたった人事条項というのがある、その大要は大体以下の様な事になる。

- 一、スパイ行為、怠業、もしくは破壊活動等について情報一切を秘密文書にして提出すること。
 - 二、要求する従業員についてしている一切の情報を提出すること。
 - 三、軍が指示する者を解雇するに当っては政府は援助すること。
 - 四、軍が採用拒否又は解雇の様指示した場合は如何なる部分にも雇ってはいけない。(以下略)
- という趣旨である。之を見ても解る様に人事権は完全に米軍に左右される状態である。

講和発効後、一年有余日を経た今日、我々はこの様な条件下に労働している訳である、尤もこの項についてはJ・P・Aと日鋼赤羽との間に結ばれているものであって我々にとっては知り得ないところであるが、然し具体的には就業規則に於て明示されている、即ち

第一条に於て「軍の勧告指示命令に準拠して該当する部分は変更される」とあり、又第七七条に於て「次の各号の一に該当するものは解雇する」として第二号に「在日米軍将校より解雇することを、指令又は勧告されたとき」と明示されている。

また、日鋼赤羽労組副委員長前田信義氏は、五三年六月二九日の参議院労働委員会で「講和発効後、会社は人事条項による解雇はないと言われたが、軍命であると正面切った解雇は確かにないが、会社の都合で解雇され、本人が納得しない場合はMPが自宅に行き、通勤パス等を取上げる」と陳述している。

闘争の発端

日鋼赤羽の労働者は、五三年四月の定期役員改選に際して、(一)ベースアップの完全獲得、(二)闘う組合の一本化、(三)労働協約の早期締結の諸要求をかかげて立候補した天野氏(統一派)を松本氏(民同)七六七票に対し三七六一票もの圧倒的多数をもつて組合長に選出し、また副組合長、書記長、会計、会計監査の全役員を統一派から選出して、闘う決意をかためていた。そして、五月四日一律賃上げ四〇〇〇円、職階級の打破を内容とする要求書を会社側に提出した。二二日に至って会社側は一五〇〇円の賃上げ回答をしたが、組合はこの回答を不満として、闘争宣言を発し、

日鋼本社および分室ですわり込みを行った。

二八日会社側は二一〇〇円賃上げの回答をした。しかし、組合は二九日、六月一日と二日にわたってデモンストレーションを決行し、職場集会を開き、討論を重ねた。六月二日夜組合は会社側の固執する二一〇〇円回答を一蹴して、団交は決裂した。翌三日には「スト権を中闘にうつす」賛否の全員投票が行われた。

その結果、総投票数五四六五中、賛成四九〇一、反対四二三、白紙一二八の多数でストライキが決議された。組合は六月六日の第八回団交でストライキ宣言をなし、一〇日の闘争委員会で六月一六日から行うことを決定した。

そこで、一一日には世界労連、ソ同盟労組評議会、中国全国総工会その他に宛てて、天野執行委員長の名をもって日鋼赤羽の闘いにたいする支援を訴え、一二日には総評へ正式に共闘を申入れ、主要単産、連合会ははじめ地域各労組へも共闘のアピールを発した。

(要請書)

われわれ極東最大の戦車修理、その他各種兵器修理を行う日本製鋼所赤羽労働組合員六〇〇〇名は、屈辱的な行政協定にしばられ、基地内における組合活動の自由もない状態にあり、たまたま職場において休憩時間中、二〇人の職場委員と話した職場委員長が解雇されるという圧迫の中から、一律四〇〇〇円二月に遡って支給の要求を掲げて立上った。

六月一六日会社側が米軍の壁と称して出した二一〇〇円の壁を打破るためにストライキ宣言を発した。狼狽した日鋼資本家は二四〇〇円まで増額してきたが、あくまでも初志貫徹のため、一六日をスト決行の日と定めて

- 1 要求貫徹、四〇〇〇円を獲得
- 2 職階制賃金を実力で打破れ
- 3 不当解雇絶対反対
- 4 組合活動の自由を闘いとれ
- 5 賃上げ闘争の成果で夏季手当を闘いとれ

以上の五項目のスローガンを掲げてたつた。現在の情勢におけるこの闘いは、われわれが意識するしないにかかわらず、全世界の平和的諸勢力の圧倒的勝利である。

朝鮮休戦のもたらすところの、戦争経済の行きづまりを、米軍の虎の威を借る三井系日鋼資本家が労働者の負担において切りぬけようとする意図に対するわれわれの生活権を守る闘いであり、名目的な独立の名の下に一切の基地内組合活動の自由がうばわれ形を変えた軍命解雇に対する真の自由を求める民族独立への叫びである。

さらにまた吉田反動政府が炭労・電産に対してスト規制法をもって労働者の諸権利を抑圧せしめ米軍の要請により消防要員、警備員を始めとする米軍関係要員、軍特需労働者にまでも及ぼさんとする企図への先制攻撃を意味するものである。

これはわれわれが好むと好まざるとにかかわらず、内蔵する必然的なものであり、この闘いはわれわれ六〇〇〇組合員が孤立して闘いうるものでなくあらゆる労働組合、あらゆる平和勢力、あらゆる民主団体、民族解放を目指すあらゆる諸団体および良心的な報道関係の方々の共闘援助あってこそ勝利の確信をもって闘いうるものである。ここに広く日鋼赤羽の闘いの現況を訴えて日本製鋼赤羽労組の闘いに協力を要請するもの

であります。

昭和二八年六月一日
日本製鋼所赤羽労働組合

執行委員長 天野清

ストライキ突入

ストの切迫につれ、一五日朝米軍は組合三役に対し、一、米軍はストに反対であること、二、米軍と会社で話しあえる時間までストを延期すること、三、労働関係のエキスパートを間に入れて話をする旨の要望書を提示し、また会社は二四〇〇円の賃上げ回答のうち三〇〇円はストを中止しないなら取消す、非組合員にはスト中も日給の六割を支給すると全職場に流してストの切崩しを計った。この切り崩しに直面して、闘争委員会は一五日夜、スト突入の可否について論議し、その結果、このままスト突入二三票再投票により確認二五票で再投票ときまった。一六日に行われたスト突入の確認は賛成三六六二票、反対一五九〇票、白紙一一三と六八%の賛成をえて決定をみたのである。かくして、六月一六日午後八時、日鋼赤羽の労働者は遂に七二時間ストに突入したのである。

会社はストに対抗して二二日午後六時まで六日間の工場閉鎖を通告してきた。一七日朝には一ニカ所に組合員によるピケットラインが配置された。一八日三地区正門前のピケットラインを破ろうとした米軍属の乗用車をとめ同乗の日本人を下車させたところ、銃を手にした米兵が銃口を空に向けて発射し、更に威嚇しつつ米人と乗用車を門内に引き入れるという事件が発生した。米兵のこの行為は一九日の参議院労働委員会で日鋼労組前田副委員長によって報告され委員会は「米兵喚問」を決定した。

二〇日東京日比谷で行われた「スト禁止法粉碎決起大会」には日鋼赤羽の労働者多数も参加し、日鋼闘争支援を訴えた。これに対し大会は要旨次のような決議文を発表した。

(決議文一要旨)

日鋼赤羽六〇〇〇の労働者諸君は米軍の戦車と機銃を前に会社側の卑劣なロック・アウトを物ともせず、勇敢に闘いを続けている。われわれはこの闘争の勝利こそ戦争に反対し、平和を築く最大の突破口であると確信する。然るが故にわれわれは日鋼赤羽の闘争を労働者大会の名をもって全面的に支援するとともに、最後の勝利を闘いとるまでこの闘争を阻害するあらゆる勢力と全力をあげて闘うものであることを宣明する。

右決議する。

一九日に開かれた団交も決裂し、組合は同夜八時から第二次七二時間ストライキの指令を出した。二一日組合は新しい提案を示し職場に入る方針をとった。そして、二二日に次の申し入れを会社に対して行った。

- 一、行政協定を結んだ悪玉吉田政府を倒せ。
- 一、日本の貞操を売りわたした吉田政府を倒せ。
- 一、アメリカ軍に切りすてごめんを許した吉田政府を倒せ。
- 一、日鋼を日本人に返し、基地をとりやめ軍事産業を平和産業にしろ。
- 一、一律四〇〇〇円の獲得のために、二四〇〇円までもどさす。
- 一、政治、組合活動の自由を認めさす。
- 一、発砲事件のPX兵に責任をとらせろ。
- 一、鈴木、三谷不当解雇を撤回させる。
- 一、弁当箱検査などのすべての人権ジューリンをやめさす。

- 一、強制検身をやめさす。
- 一、闘争中に一切のギセイ者を出させない。

二二日の団交が決裂した時、組合は第三次スト(二四時間)を指令し、二三日さらに第四次スト(四八時間)が指令された。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
